

袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）【案】に係る意見の募集について

本計画は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられた本会が、住民や社会福祉関係者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間活動・行動計画であり、具体的な活動目標等について明らかにし、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地位の諸団体の参加や協力、協働などによる多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的に策定するものです。

その計画（案）につきまして、皆様のご意見を募集します。

■ 資料

地域福祉活動計画（第4期）【案】

（貸出期間は3日間以内としますので、期間内の返却をお願いします。）

■ 意見の募集期間

令和2年3月25日（水）から令和2年4月24日（金）午後5時15分まで

（※郵送の場合は令和2年4月24日（金）必着）

■ 閲覧の時間帯

午前8時30分から午後5時15分

■ 閲覧場所

- ・ 市政情報室（袖ヶ浦市役所2階）
- ・ 地域福祉課（袖ヶ浦市役所1階）
- ・ 市民会館・各公民館
- ・ 社会福祉センター
- ・ 社会福祉協議会ホームページ

※袖ヶ浦市役所及び社会福祉センターでは土・日、祝日は閲覧できません。

市民会館・各公民館では閉館日は閲覧できません。

■ 意見の提出方法

「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）【案】に対する意見」と明記のうえ、住所、氏名、電話番号、ご意見を記入して、郵送、FAX、またはEメールにより提出してください。

様式の指定はありませんが、必要に応じて（回答参考書式）をご活用ください。

■ 提出先

- ・ 郵 送 〒299-0256 袖ヶ浦市飯富1604番地
（福）袖ヶ浦市社会福祉協議会

- ・ F A X 0438-63-0825

- ・ Eメール sodegaura-shakyo@themis.ocn.ne.jp

■ その他

- ・ 電話による意見の受付は行いません。

- ・ お寄せいただいた意見に対し、個別の回答は行いません。後日、提出された意見と意見に対する社会福祉協議会の見解について概要を公表します。

■ 問い合わせ

（福）袖ヶ浦市社会福祉協議会 【電話】0438-63-3888

袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）【案】に対する意見（参考書式）

令和2年 月 日

提出者	住所	
	氏名	
	電話番号	

ページ・該当箇所	ご意見

提出期限 令和2年4月24日（金）午後5時15分まで
（※郵送の場合は令和2年4月24日（金）必着）

提出方法 郵 送 〒299-0256 袖ヶ浦市飯富1604番地
（福）袖ヶ浦市社会福祉協議会
F A X 0438-63-0825
Eメール sodegaura-shakyo@themis.ocn.ne.jp